

平成24年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成24年11月27日（火）

【開会】 13時00分

【閉会】 14時55分

【場所】 明治安田生命ビル 委員会室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 平野

総務部担当部長 山田

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

教職員課長 古内

教職員課担当課長 佐藤

総合教育センターカリキュラムセンター室長 明瀬

学校教育部担当課長 大内

文化財課長 渡辺

担当係長 末木

書記 伊丹

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中村 立子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、吉崎委員、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議を成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、13時00分から14時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 0名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございません。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それではそのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 報告事項 No. 4 | 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について |
| 議案第53号 | 保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについての決定について |
| 議案第54号 | 川崎市重要歴史記念物（安藤家長屋門）の指定について |

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と中村委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

庶務課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということによろしいですか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 2 平成24年度教員表彰について

教職員課長が説明した。

【峪委員長】

何か質問等がございますか。

【中村委員】

5名しか推薦がなかったということは、ハードルが高いなど何か理由があるのでしょうか。

【教職員課長】

ハードルが高いということはないと思いますが、今年は極端に推薦が減ってしまいました。状況をはかりかねるところはあるのですが、特に中学校の教科関係の先生の推薦がなかったのは残念で、積極的な呼びかけが必要になってくるのではないかと思います。

【中村委員】

推薦人がたくさんいて、その中から半分くらい選ばれるのであればいいのですが。

【教職員課長】

表彰を得て、さらに川崎市内の学校教育に貢献できるという土壌まであれば、表彰制度の意味もあがってくると思います。

【中村委員】

若い先生がお二人表彰されたということは、とても素敵なことだと思います。

【高橋委員】

私は初めてですので、教えていただきたいのですが、教員表彰の目的はどのようなところにあるのですか。

【教職員課長】

優秀な教育活動、研究活動に対して、表彰することによって、その影響力を市内に広めることが1番の目的です。もともと国の制度であり、この表彰者は国に報告するのですが、報告が目的ではなく、優秀な教育活動を広く知らしめるため、表彰制度を利用しているということになると思います。

【高橋委員】

組織の表彰制度を考えたときに、一つには人を育てるという効果があると思います。つまり非金銭的な評価の報酬が、人へフィードバックされることによって伸びる要素を持っていると思いますが、どのようにお考えですか。

【教職員課担当課長】

この表彰につきましては、先生の日々の努力に報いるということもありますが、教育力

の向上につながるということがありますので、例えば各学校での校内の研修会で講師としてお呼びして、広めていただいたり、総合教育センターのライフサイクル研修などでも対応していただいているところです。さらに、教員をめざしている学生を対象とした事業を行っていますが、その場面でも講師を務めていただいております。

【中村委員】

昨年度までは、初任者研修の位置づけで、この先生方の発表会をされましたよね。

【教職員課長】

今年も計画をしております。

【高橋委員】

制度設計として、もう少し可視化しないと、発表してその先はどうかが見えにくいのではないかと。特に若い先生が増えている中で、キャリアアップとして表彰されたら、その先に何か見えるようなものがあればいいと思うのですが。

【教職員課長】

学校現場でのライフサイクルでは、学校の中で生涯現役の一般教員でいくか管理職になるかしかなかったわけで、教員の道を選ぶ場合、いわゆるスーパーティーチャーというような模範となる教員を、表彰制度を使って、リーダー的な教員として位置づけられるのではないかとということで、表彰とスーパーティーチャーへの道をリンクさせる検討が行われた時期がありました。実際には国は主幹教諭ということで、一般の教員と管理職の間に中間層を設け、川崎市では導入していませんが、さらにその下に指導教諭を設けて、学校教育法上、階層化を図っているわけです。これは管理職からの評価は高いものの、一般の教員からの評価はどうかということもあり、その中で、教員表彰制度を続ける意味としては、処遇というよりは、教育実践等について広く知らしめる方法として活用しているところです。結果として5人しか推薦がなかったということは、あり方を考えていく必要はあるのではないかと考えています。

【高橋委員】

川崎市のオリジナルを作ってもいいのではないですか。今のままだと、若い先生が多いので、積極的にやる人は限られてくるのではないのでしょうか。もう少し工夫が必要ではないかと思います。底上げしていく取組は進めていただきたいと思います。

【教育長】

現場への還元については、説明のとおりですが、教員推薦の難しさは、例えば学会のよ

うなものがあって、広く発表して評価を得るという方法があれば、違ってくるのでしょうが、現場での実践を積み重ね、それを管理職が評価する中で、推薦の基準を得にくいということがあります。努力している教員を表彰するという趣旨は、学校に理解してもらう必要があると思います。具体的なメリットについては、免許更新講習の免除がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

【高橋委員】

もう一步行って欲しいですね。若い人が中堅になって育ってこなければいけない中で、表彰の意味が人を育てるところにつながっていかないといけないですよ。

【教育長】

現場の中で、このような先生になりたいなという思いが少しでも広がっていけばいいなと思います。教員表彰については、教育だよりで紹介していますが、学校や研究会の中でもどのように認めてあげるかが大事になってきますね。

【峪委員長】

表彰が管理職への登用に直結するのであればいいのですが、教育になじまないということもありますし、表彰を受けた先生は優秀ですから、この後の道はあるわけですね。しかし直結するとは言いえないわけですから、そのあたりが、高橋委員の求める答えにならないと思うのですが。

【中村委員】

お二人のお話を聞いていて、昨年の方を思いうかべてみると、昨年はむしろベテランの先生がほとんどでした。今回は30代、40代の方が表彰されるということで、あらたな動きかなと思ったわけですが、来年も減ってしまうようであれば、制度設計に問題があると思うのです。教員人生の中でライフステージごとに達成した目標に対して表彰制度があれば、モチベーションを持てるのかなとも思います。

【教職員課長】

ちょっとはずれてしまうかもしれませんが、今年で定年に達するような方を表彰することもありますが、表彰に関しては、今後現場で活躍していただくことを主眼とするべきで、長年川崎の教育に貢献していただいた先生の功労に報いるものについては、別のカテゴリーを設けて、それぞれのステージで表彰していく手法について検討していくことは必要かなと思いますので、内部でも検討したところでございます。

【峪委員長】

お二人の意見を取り入れていただき、表彰制度を充実させていただき、現場を活性化させていただきたいと思います。この件は承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 3 柔道授業における事故防止マニュアルの作成・配付について

総合教育センターカリキュラムセンター室長、学校教育部担当課長が説明した。

【峪委員長】

このマニュアルを使っての研修は来年度やるのですか。

【総合教育センターカリキュラムセンター室長】

11月12日に、このマニュアルの説明も兼ねて実施いたしました。

【中村委員】

5ページに「伝統的な行動の仕方を守ろうとする態度を身に付けさせることが大切である」という記載がありますが、これはどういう意味ですか。

【学校教育部担当課長】

試合の前にあいさつをしたりなどの伝統的な動きを学ぶということです。

【中村委員】

今ご説明をいただいたような内容であれば、もう少し具体的に書き込まないと読み飛ばしてしまう恐れがありますよね。次の「自分で自分を律する克己の心を表わすものとして礼儀を守るといふ」記載も含めて、柔道の精神的なものと、実際の行動、儀式の手順については、分けて記載したほうがよくないでしょうか。

【学校教育部長】

21ページに学習指導要領の記載を載せていますが、ここから引用するような形で、分かりやすく記載いたします。

【高橋委員】

12日の研修会を見学に行きました。この研修会は大学の先生が、実際学校で指導をす

る先生に対して教えられていたわけですが、体育の先生は、学生時代等も含めて柔道を経験されているのかどうか分かりませんが、研修を受けられた先生を見ると、正直差がありすぎるように感じました。その差をどのように埋めていくのか、全員が一線上になって欲しいとは言いませんが、この後学校に帰って生徒を教えるんだよなと思ったときにどうなんだろうと思いました。その上で、武道の授業が始まるわけですね。講義の中で技の練習の場面もありましたが、正直難しいのではないかと、あのまま授業に取り入れることができるのだろうかという疑問に思いました。このような状態で、このマニュアルには各学校の実情に応じてと書いてありますが、各学校にまかせて大丈夫なのだろうか、お尋ねしたいと思います。

【学校教育部長】

体育は、普通の教科と違い、男子と女子を一緒に授業するというのは難しいので、いくつかのクラスをまとめて授業するなどのカリキュラム設定をするのが一般的です。委員のご指摘のように、武道が選択だった時には、ダンスを教えており、武道が不得手な先生もおります。しかし授業を複数の教員で見ることができるので、初心者同士の先生で担当させるようなことはしません。また実技研修は3回ございますが、例えば膝車という技は1年生の最後に体験する可能性がございますが、それでもやり方としては、リズムをとって、基本的な動きしかしません。一番授業の中で差がみられるのは、指導のポイントをきちんと押さえることができるかだと思います。例えば帯を見なさいとか、あごを引きなさいとか、これらはきちんと教員が学んでいかなければいけないところですから、経験のある教員と一緒に授業を行うことにより、覚えていくということになるのかと思います。

【高橋委員】

素人であっても生徒を指導しなくてはいけないわけですね。素人に近い人と専門のひとが組むということですね。でも、35人近い生徒がいる中でその役割分担はどうしているのでしょうか。

【教育長】

私もこの前、委員長とある学校の柔道の授業を視察してまいりました。確かに教員によって指導力に開きがあるなということは、否めないなと思います。その学校では、指導されていた男性の方とTTのような形で、実際には生徒と一緒に動きをやっておられました。おそらく不慣れであろうと思われる女性の教員の方がおられました。男性の方に柔道について専門的な経験があるのかと尋ねたところ、そうではないということでした。中学、高校と柔道は経験しているが、指導する立場になったのは教員になってからだと言っていました。指導方法については、自分で身に付けてきたと言っていました。経験の浅い先生が、柔道指導に対する力をつけていくことは大変なことなのかと尋ねたところ、体育の免

許を持っている教員は、養成過程を経ているので、ポイントを押さえることについては、さほど難しくはないであろうと言っていました。私は授業を拝見していて、大変丁寧な授業をされているなという印象を持ちました。最初は専門的な指導力を持ち合わせていなかった先生が、あれだけ丁寧な授業を、もちろん時間的な経験があったかもしれませんが、コツをしっかり押さえるということがあればよいのではないかと思いました。先ほど部長が申し上げましたが、受身を取る時には、帯を見なさいとか、帯を見ればあごが引けますからね。あと女子の授業でしたから、はじめに髪をチェック、つめのチェック、終了後には怪我をしていないかどうかの確認など、これらの押さえどころをはずさないでやっていたら、怪我をある程度防げるだろうし、今回のような授業後についてのフォローもできるのではないかと。当面は複数でやりながら、技能の高い教員の指導を学びながら、力を付けていくことが必要になってきますが、コツを身に付けてもらえれば、何とかなるだろう、という感じはいたしました。しかもこれからも数回、教員に対して研修を重ねていくということでもありますので、事故が起こらないような指導方法を身に付けてもらいたいなど思っています。私も必修化になってからは、今回初めて柔道の授業を見たわけですが、これなら怪我はしないだろうなと思いました。

【高橋委員】

それは二人でやるからということですか。

【教育長】

というよりも、ひとつひとつの押さえ方が丁寧なのと、無理な動きはさせていないし、どこをポイントにするかという押さえもしっかりしていましたので。時間も短く切りながらやって先生の目が行き届く範囲でやっていたので、あれならば重篤な事故は起こらないであろうと感じました。

【高橋委員】

このような良い例を基本として行なえば安全であろうということを、決まった時間の中で、ここまでは先生としても達成しようという答えが出てこないまま、学校に裁量権を持たせることはとても心配ですね。今回の見直しも、残念ながら事故は起こってしまったから行なっているわけで、この原点を忘れないで欲しいですね。

【教育長】

当初は、1年生でも自由練習も含めていたわけですが。自由練習とはいわゆる乱取りのことですが。今回の改訂では、1年生、2年生は約束練習としたこと、試合についてもごく簡単な試合としたことでやっていますので、今回不幸にしておこってしまった事故も、このような限定した計画ではない中で、起こってしまったわけですが。この約束練習までに押

さえたということで、先生がどこまで目指すかというレベルも低くしているので、無理な動きをしてまで、そこに導こうとは思わないと思うんですね。また一つの技が1時間の授業の中で身につくとは思えないので、今日身につかなければ、次回も同じ技の練習をするなど、必ずここまでできるようにしなさいというマニュアルではないわけです。その意味では、無理な動きが生じないわけですから、重篤な怪我は防げると思います。

【高橋委員】

誰に教えるかといえば、素人に教えるわけですよね。たとえ二人体制とはいえ、今の状態でやっていいというベースを盛り込むべきではないかと思うのですね。このマニュアルには先生の状態については、書いていないですよね。

【教育長】

先ほどご説明があったように、体育の授業では、複数の教員で見るとは多いわけですね。ですからあえてそこまで書かなくても、体育科では複数で指導するという前提で読み取るであろうと考えているわけです。

【学校教育部担当課長】

教育長が言われたとおりですが、カリキュラムはいろいろな組み方ができます。例えば私が柔道が得意であれば、ずっと柔道を教えることができるわけで、このようにやっている学校もあります。人数が少ない学校で柔道が不得手の教員が多い学校は、今派遣されている外部指導者を入れている学校もあります。つまりポイントは押さえられるが、手本は見せられないような場合は、外部指導者に依頼するわけです。計画については、学校によって現状が異なります。また柔道が盛んな地域、そうでない地域があります。この計画は、あくまでスタイルであって、この計画どおりに行なわなければならないということではないということ、この前の研修で伝えております。

【中村委員】

高橋委員が見てこられてのお話は非常に重いわけですが、現実として体育の授業では必修となり、やらざるを得ない状況の中で、教育委員会で何ができるかというお話ですが、少なくとも民間道場は地域によってあるなしの差があると思いますが、例えば警察とかは武道の道場を持ってやっていますよね。こういうところに教員を研修で出せないものでしょうか。大学ではやったけれども柔道が不得手であるという現状の中で、テキストとかあってもきついものがあると思います。体験を通じて教員も学べる研修を柔道の必修化にあたっては取り入れて、しかも出張扱いで行なうことはできないのでしょうか。

【学校教育部担当課長】

神奈川県武道館で夏休みを中心に開催される研修に、川崎市の教員は毎年参加をしています。

【中村委員】

川崎市内に道場はないのですか。

【学校教育部担当課長】

あります。しかし道場での研修はやっていません。

【中村委員】

そういうところで教員に研修を受けていただき、ある程度のレベルをもった人達の人数を確保していくことが大事かなと思うのですが。

【学校教育部担当課長】

夏休みに2日間、朝から夕方まで、毎年200人くらい受けていると思うのですが、全員参加で、実技研修会を行なっています。そこには、柔道のコマもございまして、全教員が研修に参加するということになるかと思えます。それから今年度は、学習指導要領の全面実施にともない、4回研修を行ないました。今回事故が起こってしまいましたので、4回目の研修会で、この冊子を使って研修を行なったのが、前回の11月12日になります。

【中村委員】

研修を行なっているのはわかります。また、研修で知識を習得していっているということもわかります。逆に自分の中で、柔道というものを身に付けるためには、もっとこまめな実践練習が必要ではないかと思うんですね。地域の道場がなくて無理ならば、柔道が得意な教員がいる学校で、頻りに集まって研修を行なうとか、先ほどの高橋委員の指摘を踏まえるといいのかなと思えますが。

【学校教育部担当課長】

この研修を実施するにあたりまして、各学校1名ずつ参加しておりますし、参加した教員には学校内で内容を伝達しなさいと伝えております。先日川崎市の柔道協会の会長とお話する機会がございました。柔道協会の各地区の指導者の方がボランティア登録されているようで、もし学校で研修会を行う場合は、協力していただけますかとお尋ねしたところ、要請があれば対応していきたいとお話をいただきましたので、このお話も各学校に周知することができるのではないかと考えております。

【中村委員】

以前吉崎委員から、フランスでは柔道がとても盛んだというお話がありましたが、先日テレビで、フランスの柔道事情を放映する番組を見る機会があり、その練習を見ていたら、ものすごくきめ細かいですね。学校教育ではないので、街の道場に通っているわけですね。小さいときから柔道をやっているんですね。その指導の仕方は、専門家が複数で対応し、しかも技をかける練習をするときも手を添えながら行い、例えば頭を打たないようにするような光景を見たわけです。このようにきめこまかな指導をしないと、説明した内容がわからないで終わってしまうような子どももいると思うんですね。またとても印象的だったのは、初めの4年間は基礎しかやらせないと言っていたんですね。この指導をしていたのは、日本人だったんですね。まさに柔道の道の部分というか、精神の部分を教えていると言っていました。きちんと指導するというのを私たちがもう一度認識し直す必要があり、これは先生たちが悪いと言っているのではなくて、今まで日本の環境の中に全く取り入れられてこなかったわけですから。このような中で、柔道を指導しなければいけないという難しさを認識する必要がある、これをなんとか改善できないだろうかと思いました。

【峪委員長】

この指導計画は、指導者の力量や、子どもたちの学習の進み具合に応じて柔軟に扱っていただきたいと思います。また、学校、地域によって違いはあるものの、専門家を導入していただきたいです。それは教員養成という意味もあるだろうし、子どもの指導にも当たっていただきたいと思います。これをお伝えして、今回の報告の審議は終わりにしたいと思います。また教育委員も積極的に現場を見ていきたいと思っています。それは、我々の柔道の認識を深めることにもなるし、現場にも注意喚起をすることができるだろうと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

8 議事事項

議案第 5 3 号 保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申し立てについて

庶務課担当課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 5 3 号は原案のとおり可決された。

議案第 5 4 号 川崎市重要歴史記念物（安藤家長屋門）の指定について

文化財課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 5 4 号は原案のとおり可決された。

9 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。